

令和6年6月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和6年7月1日(月) 開会 午前10時
閉会 午後3時37分

場所 第6委員会室

出席委員 宮崎吾一委員長
権守幸男副委員長
鈴木まさひろ委員、松澤正委員、内沼博史委員、新井豪委員、小川真一郎委員、
小島信昭委員、田並尚明委員、石川忠義委員、諸井真英委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
石井貴司環境部長、横内ゆり環境未来局長、竹内康樹環境部副部長、
鈴木健一環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、
浪江美穂エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、
堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
尾崎範子資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長
[農林部関係]
横塚正一農林部長、片桐徹也農林部副部長、竹詰一農林部副部長、
中村真也農業政策課長、中村寛農業ビジネス支援課長、
小川和泰農産物安全課長、渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、
今西典子生産振興課長、鈴木英雄森づくり課長、
中崎善匡全国植樹祭推進課長、西澤徳一郎農村整備課長、
木村眞司春日部農林振興センター所長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
議第16号	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査

- 「農地法制の在り方に関する研究会」への職員の派遣について
- 農地転用許可事務の適正化及び簡素化に関する対応について

報告事項

- 環境部関係
指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について
- 農林部関係
(1) 指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について
(2) 令和6年度における指定管理者の選定について

【議員提出議案に対する質疑（議第16号議案）】

石川委員

- 1 第7条において、内容を周知させるための住民説明会について規定しているが、内容については規則に委任することとなっている。規則なので、詳細は執行部が作成すると思うが、提案者・立法者として、住民説明会について、どの範囲の住民に対し、どのように行うことを想定しているのか。
- 2 第32条において、本条例の趣旨を外さなければ各市町村で条例を定められるとのことであり、既に制定済みの場合はともかく、これから制定する場合にどのような形でも各市町村でできてしまうと標準化できなくなる懸念があるが、どうか。
- 3 附則第2条各項において、猶予期間が5年と定められているが、少し長い印象がある。どこが適正なのかは判断が難しいと思うが、5年とした理由は何か。また、5年とすることで、こうした業界において短期間でもうけようとする人が、5年以内の期間は埼玉県で営業してしまおうと、規制が機能しないことも考えられなくはないと思うが、どうか。

高橋（稔）議員

- 1 許可を受けて特定再生資源屋外保管業を行おうとする者に対して周辺住民への事業内容の周知を義務づけることとした趣旨は、特定再生資源屋外保管業の実施が周辺住民の生活の安全や生活環境に大きな影響を及ぼし得ることから、周辺住民の理解を得た上で事業を実施していただくことが重要であると考えた点にある。その趣旨から、住民の周知の方法としては、原則として、許可の申請に係る特定再生資源屋外保管事業場から一定の距離以内の区域に居住する住民に対して、対面での説明を開催することが適切ではないかと考えている。説明会の対象となる住民の範囲については、特定再生資源の不適切な保管等による生活環境の保全上の支障等の発生範囲、他法令や先行自治体の状況などを総合的に勘案し、執行部においてどのように運用するか決めていただきたいと考えている。なお、先行して条例を制定する千葉県においては、説明会の開催は、特定再生資源屋外保管業場の敷地境界線から水平距離が300メートル以内の区域に居住する住民に対して行うこととされている状況である。
- 2 県内の自治体において、本条例案より規制の強い条例が制定されたとしても、県内の他の地域では、原則として本条例案で定める基準が適用されるため、県内市町村で条例が制定されることによる影響は限定的であると考えている。他県から流れている状況が確認されているが、他県では条例があって、埼玉県では条例がないという状態をもってその状況が起きている。また、パブリックコメントや市町村への意見照会の中で多種多様な意見があり、立地規制まで強く求めるものもあったが、広域自治体として一つの事象や市町村の状況を細かく見て一律に規制していくことは困難であり、立地規制をはじめ、市町村が地域の実情に応じて規制を行う必要性があると考えたため、特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例を市町村が独自に制定することについて、妨げないこととした背景がある。
- 3 従前の特定再生資源屋外保管業者からは、事業場を本条例案に規定する構造基準に適合させるためには施設の改修が必要となり、そのための期間として最低でも5年間程度の期間は必要であるという趣旨の意見があった。そのような意見も参考にして、事業場の構造基準に関する規定の適用猶予期間を5年間としたが、みなし許可の有効期間についてもそれと対応させる必要があるため、事業場の構造基準に関する規定の適用猶予期

間と同じ5年間としたものである。また、従前の特定再生資源屋外保管業者に対するみなし許可制度を設けている先行自治体においては、いずれもその期間を5年間としており、5年間は適当な期間と考えている。なお、5年間のみなし許可の期間においても、従前の特定再生資源屋外保管業者には本条例案に基づく高さ制限などの保管基準の遵守義務が生じるほか、県による立入検査や措置命令の対象となるため、本条例案の目的に沿った保管等の適正化が図られるものと考えている。

田並委員

第30条に必要な財政上の措置を講ずるとあるが、具体的にどのような措置を想定しているのか。

高橋（稔）議員

これまで特定再生資源屋外保管業を適切に営んできた事業者において、本条例案の規定に基づく基準に適合するため、改めて保管場の整備等を必要とする場合を想定し、従前の特定再生資源屋外保管業者にも第30条の財政措置の規定を適用することを考えている。これは、従前の特定再生資源屋外保管業者が保管場の整備等を行うために必要な資金として、埼玉県中小企業制度融資の事業資金一般貸付を活用していただくことを想定したものである。また、周知徹底が非常に大事だと考えている。予算案制定権は執行部にあるため、我々でできる範囲として、条例に明記した。

諸井委員

- 1 第4条において、土地の所有者又は土地を使用収益する権限を有する者は、生活の安全の確保上及び生活環境の保全上の支障を生じないものであることを確認しなければならないとなっている。千葉県でも同様の条例が制定されており、千葉県では、確認できない場合は土地を提供しないようにといった記述があったと思う。埼玉県ではこの記述がないが、その理由は何か。
- 2 第11条において、必要な措置を講ずることといった記述がいろいろあるが、措置が講じられているかを県側はどう判断するのか。
- 3 第20条における、県民の生活の安全の確保上若しくは生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときとは具体的にどういうときか。
- 4 法令でカバーし切れないところがあるため、条例を制定するという話だったと思うが、こういうことに関しては、法律で既に規定がある。例えば、土壤汚染対策法、公害対策基本法、労働安全衛生法、消防法などが関わってくると思うが、具体的にどの法律の、どういうところが足りないのか。

高橋（稔）議員

- 1 土地提供の禁止の努力義務について想定をした経緯はあるが、契約の自由の侵害が大き過ぎると判断した。しかし、その点は気にしており、運用の範囲内で注意喚起できないかということである。規則に関しては執行部が決めることであるため、議会の監視権という中で注視していく。
- 2 基準遵守義務については、標準作業書などを求めることは想定できるのではないかと考えている。
- 3 条文のとおり状況であるが、火災や騒音を覚知した場合である。そのような場合には、決められた規則あるいは関係法令の範囲内になるが、しっかりと執行部には対応してもらいたい。

4 周辺への悪影響が多い、金属、プラスチックのヤードという分野において、廃棄物として入ってきた場合は、廃棄物処理法で立入り検査や指導ができ、無許可であれば対処もできるが、有価物であるという客観的事実とともに主張があった場合は、立入検査もできなければ、高く積んでいたとしても指導できず、処罰できないため、本条例をもって対処していきたい。

諸井委員

県民からこの話題に関する苦情として、例えば、日本の在留資格がない人が、こうした業務をしていて、法律を守っていないといった話が私のところに結構来ている。第9条において、許可しない場合の規定がされていると思うが、他法令に違反している人には許可しないということは、うたえなかったのか。

高橋（稔）議員

本条例は、製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチックの保管及び破碎等について必要な規制を行うことにより、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする条例である。そのため、例示のあった、在留資格があることは、目的と沿わない部分であるため、許可基準には設けていない。ただし、本条例案における許可申請の手續に当たり、必要書類の一つとして、申請者の情報を証するものとして、住民票の写しの添付を規則で定めることを想定している。日本の在留資格がない方は、原則として住民基本台帳制度が適用されないことから、住民票の写しは交付されない。したがって、日本の在留資格がない方が本条例の規定による許可を受けようとする場合は、住民票の写しを提出できないため、知事は許可をしないと考える。また、他法令という話があったが、禁固以上の刑を受けた方については、5年間、許可を受けられないとしており、犯罪に関するところはカバーしている。

諸井委員

裁判で禁固以上の刑が確定するまでは、例えば、逮捕されたり、裁判中であるということは、欠格理由にはならないと認識してよいのか。

高橋（稔）議員

そこまでを妨げることはできないと考える。

権守副委員長

- 1 ヤードの事業所の管理者には外国人が多いと思う。例えば、千葉県では、通訳を同行させて周知を図ると聞いているが、本条例が制定された場合、外国人に対してどのような周知を想定しているのか。
- 2 条例案の目的にあるとおり、本条例が制定されることで、県民の生活の安全確保及び生活環境の保全を図るため、事業者には健全な運営を求めることは非常に評価できる。また、他県や近隣の自治体が同様の条例を相次いで制定する中、本県でも1日も早く本条例を制定する必要があると考える。一方、条例が制定されることにより、これまで県内で健全に営業している事業者にとって、様々な影響が生じると思う。中でも、経済的な負担が増えることで、経営がしにくくなることは本末転倒と言わざるを得ない。自民党議員団がパブリックコメントを実施した際にも、「条例制定により、善良な業者も廃業を余儀なくされる。契約の自由や営業の自由にも配慮してほしい。経過措置の1年間は短すぎる。」といった意見が寄せられた。本条例では、許可基準と基準遵守の経過措置とし

て、猶予期間を5年間としている。従前の事業者に対する配慮が盛り込まれていると思うが、その配慮はどのようなものであり、十分と言えるのか。

高橋（稔）議員

- 1 予算案制定権は執行部にあるが、日本語ができる方、できない方を問わず、しっかり周知することが重要だと考え、財政措置の規定を設けている。
- 2 従前の特定再生資源屋外保管業者に対しては、附則において経過措置を置き、6か月の期間内に届出をした事業者は、施行日に許可を受けたものとみなす形とした。当該みなし許可の期間は5年間であるが、この間、事業場の囲いの設置などの構造基準に係る規定も適用しないなどの特例を設け、従前の事業者が本条例案の規定に基づく基準に適合するための猶予期間を設けている。また、これまで特定再生資源屋外保管業を適切に営んできた事業者において、本条例案の規定に基づく基準に適合するため、あらためて保管場の整備等を必要とする場合を想定し、従前の特定再生資源屋外保管業者にも第30条の財政上の措置についての規定を適用することを考えている。これは、従前の特定再生資源屋外保管業者が保管場の整備等を行うために必要な資金として、埼玉県中小企業制度融資の事業資金一般貸付を活用していただくことを想定したものである。これらの措置により、従前の特定再生資源屋外保管業者が、本条例案の規定に基づく基準等を遵守できる体制に円滑に移行できるようにするための配慮を行っている。善良な事業者として、油が外に出ないように、汚水が外に出ないように、寄りかかったときに危なく傾いてしまわないようにということは、最低限整備した上での事業が必要であり、財政面や期間面についての要望にはこのような形で応えたところである。

【議第16号議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（「農地法制の在り方に関する研究会」への職員の派遣について）】

小川委員

令和5年1月24日に、農林水産省において「第2回農地法制の在り方に関する研究会」が開催されており、当時の西村農業政策課長が有識者として出席している。会議の概要は「農用地等の確保に関する国の関与の在り方」であったようである。議事概要は農林水産省のホームページに掲載されている。お手元に配布した資料を御覧いただきたい。議事概要の中には、有識者の発言として、農用地区域からの除外について「国の関与が必要」、「国の関与の下で適否を判断する必要」、「どのような国の関与があり得るか検討することが重要」といった内容が掲載されている。これを踏まえると、西村課長が国の関与を求めている発言をしているように見受けられる。そこで3点伺う。

- 1 西村課長は一個人として出席したのか。それとも、県を代表して出席したのか。
- 2 県職員として出席しているのであれば、そもそも、国の関与、つまり、国と県の役割分担が議題となっていたこの会議に、なぜ、国からの出向者である西村課長が出席することになったのか。県の立場から説明を行うのであれば、他の職員が出席することは検討しなかったのか。
- 3 西村課長が、会議においてどのような内容を説明するつもりであったのか、農林部は事前に認識、把握していたのか。

農業政策課長

- 1 西村前農業政策課長は一個人としてではなく、当時の農業政策課長、すなわち、県職

員として出席をしたものである。

- 2 当時の経緯を聞いたことがある。「農地法制の在り方に関する研究会」の設置目的は、今後の農地法制の在り方について、具体的な検討を進めるため、農地制度やこれらの問題に精通した有識者等の意見を幅広く聴取することとされており、国における検討に資するよう協力したものと聞いている。会議の出席の要請を国の担当部署から受けた際、その趣旨としては、都道府県における現状の制度に係る実務に精通したものに出席してもらいたいとのオーダーであったと聞いている。これを踏まえ、担当実務を承知している点で、当然、県農林部における担当部署、かつ、一定の立場にある人間として課長職ということで、当時の農業政策課長である西村が出席したと聞いている。現行の制度における運用の実態を教えてほしいとのオーダーだったと聞いており、現行の実務の状況を説明する限りにおいては、国の出向者であることはそれほど問題ないのでないかと考えたものである。
- 3 西村課長が会議に提出した資料は、当時、農林部内の部長以下で確認を取ったと聞いている。農林部以外の部に関係する内容も中には含まれているが、その部分についても該当する部に確認を取ったと聞いている。

小川委員

会議に提出した資料をお手元に配布したので御覧いただきたい。4 ページ目に、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」が紹介されている。同取組方針は、「埼玉県5か年計画」の実現に必要なものとして定められたものであり、5か年計画の施策というのは、もう一つの配布資料にあるとおり、「新たな産業の育成と企業誘致の推進」である。同施策は、産業労働部や都市整備部、企業局と共に農林部も担当部局となっており、正に埼玉県として全庁で取り組むべきものということである。それにもかかわらず、西村課長がこの会議の中で国の関与の強化を求める発言をしているのだとすると、同施策の推進に影響を与えかねない内容を話しているということであり、埼玉県全体の方針に反するものであると考えるが、どうか。

農業政策課長

資料については、都道府県の実務担当者として説明してほしいとのオーダーを受けたことを踏まえ、埼玉県の農地の状況、県全体の産業基盤づくり取組方針、一定規模以上の開発案件に関しての国への協議の事務の流れを説明したものである。いずれも、この時点での現状について話をしたものと考えている。西村本人から、更なる国の関与を求める趣旨の発言はしていないと聞いており、当時の記録からも確認できるものと考えている。

小島委員

有識者の発言要旨における当時の西村農業政策課長が発言したと思われる部分は特定できているということによいか。

農業政策課長

当時の記録と照合した結果、議事概要上、「(2)有識者の発言要旨」のうち、三つ目のマル、「現場に近いほど」から始まる二行分が該当すると考えている。また、「(3)意見交換の概要」における発言はなかったと考えている。

小川委員

西村課長の実際の発言詳細メモは、「第2回農地法制の在り方に関する研究会」におけ

る発言内容ということによいか。

農業政策課長

指摘のとおりである。メモが作成された経緯としては、「第2回農地法制の在り方に関する研究会」に出席をした者が当時録音しており、それを基に実際の発言口調で文字を起こしたものと聞いている。

小川委員

文字起こしをしたのはいつなのか。

農業政策課長

正確な日付は特定できていないが、当時、出席してからそれほど時間を置かずに文字起こしをしたと考える。

小川委員

西村課長の実際の発言詳細メモを確認すると、3ページ目の最後の部分に、「国の関与の下で、農業の公益性からの判断ですとか、農業の公益と開発の公益を天秤にかけた判断をするというのが有効なのではないか」と発言している。これは、農地法制に関し、国の関与の意義を認め、国の関与を求める趣旨で発言したものなのではないのか。

農業政策課長

県としては、総論的な話になるが、農業的な土地利用と都市的な土地利用の調和を考慮した上で、優良農地を確保しつつ、計画的な産業基盤に向けた土地需要への対応をバランスよく行うことが必要だと考えている。一方、農地の総量確保も全国的な課題であると承知している。そうした観点から、一定以上の開発規模の案件について、国の一定の関与の下、農業と開発の公益のバランスを取ることは、県としても理解できると考えている。発言の趣旨は、そうした考えの下、あくまでも現行の仕組みの流れや、その下での国の関与の役割を説明したものと考えている。西村課長の実際の発言の中にも、「農業の公益と開発の公益を天秤にかけた判断をするのが有効」と発言しており、そのバランスを崩す趣旨の発言ではなく、国の関与の強化を求めるものではないと考えている。

小川委員

西村課長の実際の発言の趣旨は理解したが、現在ホームページで公表されている議事概要では、「転用のための農用地区域からの除外については、国の関与の下で適否を判断する必要」と書かれている。これは、更なる国の関与を求めるようにも読める発言であり、実際の発言の趣旨と議事概要が合っておらず、読む人に誤解を与える内容である。西村課長が県の代表として出席したのであれば、県の発言の要旨がきちんと反映されていないと思う。議事概要の修正を行うよう、県として対応する必要があると思うが、農林部長はどう考えるか。

農林部長

ホームページで公表されている議事概要の表現からは、必ずしも県のスタンスが正確に読み込めないものと考えているため、国に対して修正の働き掛けを行っていく。

小川委員

是非とも、国に対して申入れを行うようお願いしたい。（意見）

小島委員

改正農振法が本年6月に国会で成立しているが、今回の西村課長の発言も、省庁は自分たちが思うように法律を改正する一つの材料として利用し、こうした状況証拠を積み上げている。国に利用されているだけであり、埼玉県が発言ではないと撤回してもらいたいと思うし、また、県を代表しての国の様々な省庁での発言は、例えば、審議会で発言した意見が何に使われているのか、後追いで確認すべきだと思うが、どうか。

農林部長

県の発言が今後の法改正等にどう影響があるかということは当然確認すべきことだったと考えている。今後、このような国の会議等に参加する場合、趣旨や取扱い等を十分確認した上で、誰が出席するのが適任なのか十分検討し、国への対応に取り組んでいきたい。また、議事録については、しっかりと国に対して修正の働き掛けをしていく。

【所管事務に関する質問（農地転用許可事務の適正化及び簡素化に関する対応について）】

小島委員

私たち自由民主党議員団には、今までも、農地転用許可事務に関して、県民から様々な指摘を頂いており、農林振興センターによって、また、人によってばらつきがある事例が散見されるとのことであった。資料を配布しているが、令和4年3月31日付けで農林水産省から「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」の通知が、各都道府県、自治体に発出された。

- 1 春日部農林振興センター所内では、同通知の確認はどのようにしたのか。
- 2 同通知が発出されて2年2か月以上経っているが、象徴すべき事例が起きている。白岡市で行われている、産地パワーアップ事業を利用した事業である。前任の林所長から木村所長にバトンが渡された春日部農林振興センター管内であるが、昨年の今頃、引継ぎがあまり上手くないといっている話をそれぞれの関係者から聞き、8月10日、農林部長室において、横塚農林部長、木村所長、白岡市の副市長と農政課担当者、地元の渡辺県議同席の下、仕切り直しをして、国の産地パワーアップ事業補助金を取得し、農林部としてもしっかりと事業を進めていくことを確認した。この件について、春日部農林振興センターではどのように県の方針を確認したのか。

春日部農林振興センター所長

- 1 「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」の文書は、令和4年4月8日付けで各農林振興センターに配布され、各管内市町村への周知依頼があった。そのため、農林振興センター内でも熟知、熟読し、各管内市町村に配布したところである。
- 2 8月10日の打合せを受け、白岡市篠津地区の事業については、埼玉県の農業振興のために重要な事業であるということを深く認識し、事務所としては推進を図っていくことを確認した。

小島委員

- 1 熟読というのは、回覧のような形で一人一人が通知を読んだだけなのか、それとも、各部局において通知について意見交換し、組織として通知に基づいて今後に対応していくことを決めたのか。

2 事業における県の方針について、各部局において、会議などで意思共有したのか。

春日部農林振興センター所長

1 特に意見交換等は行っていない。農林振興センターに配布された文書について、記載のとおり取り扱うよう、話をした程度である。ただし、毎年、管内市町村の農地関係の担当者を集めた会議等があり、その中で同文書について話しているので、会議等の前に話す内容を確認したと思う。

2 特に会議等で指示をしたということではなく、日頃の業務の中で、この事業についてはこういう事業だからしっかり取り組んでいこうという声掛けにとどまっている。

小島委員

春日部農林振興センターでは、日頃どのような組織運営をしているのか、改めて確認する。農林部から指示的な通知があった際には、所内で意見交換や情報共有はすべきだと思うが、通知などが来た際、所内の会議や担当者会議などは実施しないのか。

春日部農林振興センター所長

本庁の各担当から、全県の同じ担当が集められて、会議をすることがある。今回の件でいえば、農地担当が呼ばれて会議に出席する。会議後には、所内でもこういう会議でこういう話があったという打合せはもちろん行い、その後、管内の市町村に対して、市町村の担当者会議を実施している。簡素化に係る文書の通知については、私が春日部農林振興センターに配置される前のことであるため、はっきりは分からないが、少なくともそこまでは実施したであろうということでも話した。

小島委員

例えば、ユーザーである県民や県内で農業・林業を展開しようと思っている民間事業者から事業の方針が示されて取り組むべき事態となった場合、所内では各担当部にまたがるわけであるが、春日部農林振興センターではこういった方針でどう進めるかについて会議は行わないのか。

春日部農林振興センター所長

例えば、農地関係や補助事業といった担当ラインでは意見交換をよく実施している。私が参加する場合もあれば、参加しない場合もある。

小島委員

事業ごと、あるいは通知ごとにより会議は開催しないということでも理解した。配布した、今回話している篠津地区のサラダボウルに係る農地転用の手続を関係者において時系列でまとめた資料と春日部農林振興センターから送付された許可に関する補正事項一覧の資料を見ていただきたい。昨年8月10日の打合せ以降、春日部農林振興センターと事前相談しながら進めてきた事項が記載されている。白岡市農業委員会、埼玉県農業会議を経て、春日部農林振興センターに進達されたとなっているが、事前協議をした後に、大項目で9項目にわたり、非常にタイトなスケジュールで補正を求めている。農林水産省から発出されている通知の中に、過剰な資料要求はしないと記載がある。同じ関係部局、例えば、農林部と県土整備部など、同じ県庁内にあるものを事業者にも求め、本来であれば、県庁内で資料の要求や許可の確認をすれば済むことを、結果として通知を無視し、事業者、申請者に過大な資料要求、補正の要求をしたのはなぜか。

春日部農林振興センター所長

補正は必要最小限の範囲でお願いしたと理解している。農林水産省から発出されている文書において過大なものは要求してはならないことは承知していたが、最低限必要なものと判断した。

小島委員

- 1 必要最小限とのことだが、県の他部局に確認すれば済むはずの他法令の関係でなぜ資料要求するのか。
- 2 契約書の中身などは、法令上、必要な書類に入らないと思うが、なぜ通知内容を逸脱した補正事項を要求するのか。

春日部農林振興センター所長

- 1 許可後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供することができるかという趣旨で質問している。四つお願いをしているが、それぞれ、書類の提出ではなく、聞き取りで足りた内容である。
- 2 土地売買契約書は当初進達時に添付されていた。通常、譲渡人と譲受人の間で契約締結がされている場合がほとんどであるが、今回は譲渡人Aと譲受人Bの間にもう一人、中途者Cがいた。契約書としては二つの契約書があって、AからC、CからBとなっており、通常と違うところがあったので、その理由を伺ったものである。補足資料を求める形で補正をお願いしたが、実際には農業委員会からの聞き取りだけで終了している。

小島委員

契約書に関しては、法令や国の通知には全く書いてない。後ほど登記簿謄本からでも確認できることだと思う。先ほどの通知が発出されていても、また、農林部が推進すべき事業で、十分な事前相談を行いながら、昨年12月定例会で県議会として可決した事業であり、伴走体制で進んでいるものと思っていたが、この後に及んでこれだけの補正事項が必要とはどういうことなのか。

春日部農林振興センター所長

当初の転用に係る申請書類を頂いた中で、転用許可をするに当たり、最低限確認しなければならないものと理解している。

小島委員

- 1 配布した、春日部農林振興センターが補正の項目を正当化するために作成した資料において、例えば、「白岡市での貸倉庫の必要性を説明してください」、「代替地の検討について説明してください」とあるが、このことは既に半年以上前に、農振除外の中で、また、土地改良法95条に基づき施行するという一方で、工業用地として指定する場所など、その時点でも一緒に協議されたと思う。同資料において、実際に資料を提出したものは四つしかなく、残りの五つの項目は、メールで補正の資料を要求するのではなく、電話やメールなどの連絡のやり取りで済んでいたのではないのか。
- 2 今後、同様の事業があっても、今回のように多項目にわたり、事業者、申請者に補正資料を要求する方針なのか。

春日部農林振興センター所長

- 1 補正の回答については、今すぐ幾つと数えられなかったが、実際には電話等で回答いただいたものが多かったと思う。書類を提出していただいたものは、数点だったと思う。メールで書類を送っていただき、差し替えたものもあったと思う。
- 2 今回の白岡市に対する補正は、補正を依頼した時点では、必要最小限のものであると考えて実施したが、指摘を受けた中で、見直すべきところがあるのではないかと考えている。補正を依頼する際には、本当の意味で最小限、また、丁寧なメールにより、一方的な対応と受け取られないように、根拠や必要性などを説明しながら、補正を求めている。

小島委員

補正を提出した数が分からないのは問題だと思う。令和4年3月31日付けの通知では、法的な根拠がないものは求めないようにする、不必要な添付資料は要求しないようにするなど、具体的な例示が記載されていると思うが、必要に応じて求めていくということは、同通知をあまり参考にしないという答弁ということによいのか。

春日部農林振興センター所長

この文書に従って適切に行っていく。

小島委員

本年6月29日に岸田総理が山梨県のサラダボウルに視察に行き、官邸としてもスマート農業を全面的にバックアップしていく方針ということを明確に発言したのは御存じだと思う。昨年8月10日、農林部長室において、農林部長と共に事業の方針を共有したのも、同様にスマート農業を推進していく埼玉県の方針に基づいて進めるという意思の確認をしたつもりだったが、少し違う方向に走っていると思っている。通知及び埼玉県の方針に従っていない所内の事例を紹介しながら、関係者から我々自民党県議団が聞き取ったことをまとめたものを基本に質問する。昨年度から春日部農林振興センター経由で国庫補助の手続を行っているサラダボウル社のハウスについて、6月末に着工予定である旨を白岡市から春日部農林振興センター農地担当に情報提供したそうだが、担当の諸岡氏は初耳で、一切情報が入っていないということであった。5月28日、諸岡氏から市に対し、「補助申請に添付されている図面を見ると、一部転用許可が必要になる可能性があり、サービスエリアの出荷調整エリア・出荷待機エリア・保冷庫については特に問題視している」との連絡があったとのことである。サービスエリアとは、出荷をしたり、事務的な打合せをしたり、事業者のトイレとなる場所などであり、本年に環境農林委員会でサラダボウルを視察しているので承知していると思う。春日部農林振興センターから連絡を受けたのが、農地転用の許可の締切り後だったため、市としては困惑したそうである。そこで、建築基準法を所管する越谷建築安全センター杉戸駐在に市建築課が協議を行ったところ、サラダボウルのハウスは一定の基準を満たすことができれば建築物ではない、つまり建築確認はいらないと判断するというのであった。その中で、杉戸駐在が示したのは、計画地の地目は宅地でないこと、構造は簡便な構造であること、観光用の利用がないこと、温室はその全てが農作物を栽培のために設置することが必要不可欠なものとしてセンターにおいて整理されていることであったそうである。市建築課と杉戸駐在の協議の結果、構造等の基準を満たしているため、農地法所管部署の栽培上必要不可欠な施設であるとの判断があれば、建築物としては扱わないという結論に至った。市としては、平成14年に国から発出された施設園芸通知等に照らして、サービスエリアを含めた全体が、農地として取扱って差し支え

ない、栽培に必要不可欠な機械・設備に該当すると考えていたが、春日部農林振興センターでは先ほどの異議があったようであり、サラダボウルに栽培上の必要性を書面にしてもらうことで春日部農林振興センターに理解いただけるのではないかと、市では決定したそうである。そこで、春日部農林振興センターに書面で説明したが、栽培上農地として取り扱って差し支えない施設としての判断は得られなかったそうである。2アール以下のものでは、農地転用しなくていいという許可基準があるが、諸岡氏は、「2アールという基準はあるが、図面上どこからどこまでを栽培施設、農業用施設として見るか見ないかの基準は教えられない」と答えたそうである。6月6日、市は、行政手続法第5条の審査基準を公にしなければいけないことを踏まえ、再度、春日部農林振興センターの会田担当課長と諸岡氏に、書類を整理して提示したが、理解は得られず、さらに、どの工程でどのように使用されるか、施設全体を詳細に説明する資料がなければ認めないということを繰り返し話され、その場は物分れとなっているが、所長はこの状況を知っているか。

春日部農林振興センター所長

白岡市とサービスエリアの取扱いについて打合せをしたことは報告を受けている。基準は教えられないなどと担当からは言っていないと報告を受けている。

小島委員

以前から親切に事前相談に乗っていたのであろうから、農業用施設と一体として見られる施設であって、2アール以下を助言すれば済むことであるが、それさえしない、更に詳細な説明を求めているのが事実である。6月6日時点では、そうした状態である。6月18日頃、関係各位の調整の結果、200平方メートル、2アール以下は認めるように、方針が一転してきているが、6月18日までは、一切、農業用施設として認めないので農地転用をするようにという指導があったとのことだが、認めないということによいか。

春日部農林振興センター所長

時間的に判断が変わっているが、5月27日時点では、今回申請のあった施設の大部分は農地転用が必要ない施設だが、一部分だけ手続が必要な施設と判断をしていた。

小島委員

今まで入念な事前調整をしている事業だと思うので、担当部局だけで農業用施設ではないと判断してよいレベルなのか。所長は昨年8月10日の打合せに出席しており、また、昨年12月定例会で可決されて国に申請をしている事業であるが、担当の方だけが法律の微妙な部分を取り上げて、事業の申請のやり直しを迫っている形であり、その時点では、所長は納得しているということによいか。

春日部農林振興センター所長

この時点で、ハウスの大部分は農地の扱いのまま、一部分は農地法上の農業用施設であると理解していた。

小島委員

- 1 事業概要を把握せずに、その趣旨に賛同していたということか。
- 2 本年6月には、農林部長も同行して、同様の形態であるサラダボウルに委員全員で視察をして、一連の関連する施設であり、農業用施設として認められていることは承知していたが、春日部農林振興センターは、それに異議を唱える形で、この時点では、農地

転用が必要と判断していたということで間違いはないか。

春日部農林振興センター所長

- 1 春日部農林振興センターとしては、事業を今までの打合せのとおり進めようという意識は変わらない。
- 2 施設のうち、サービスエリアという、全体に対しては小さい部分について、サービスエリアの全体の施設を2アールの判断で見るとすべきなのか、その中の施設を部屋ごとに切り分けて2アールの判断をするべきなのか、その判断がつかない中で、サービスエリア全体で見たときに2アール以上になっており、サービスエリアだけ手続をとらなければいけないかもしれないという疑義があったため、白岡市と打合せをしたものである。

小島委員

- 1 農地の面積に対して2アールではないのか。
- 2 2アールの件に対して、「農業振興に資する取組になぜ協力的な姿勢が見られないのか」と、白岡市から質問を投げかけたようである。「どのような根拠でこの施設を問題視しているのか明示してほしい」と話したが、春日部農林振興センターの会田担当課長と諸岡氏のどちらが言ったかは分からないが、「教える必要はなく、提出された図面と説明資料を基に判断するだけで、その結果、転用許可が必要と判断すれば、手続をしてもらうだけである」と突き放しているが、このやり取りは承知しているか。

春日部農林振興センター所長

- 1 建物の施設は、例えば、液肥の機械を置く場所、集荷室など、施設の使い方ごとに農業用施設なのか、栽培施設なのかを分ける。先ほど話したサービスエリア全体とは建屋の面積である。サービスエリア全体の建屋の面積で2アールを判断するのか、サービスエリアの建屋の中で、液肥など栽培にどうしても必要なものを切り分けて、それ以外のものを農業用施設として面積をカウントするのかということである。
- 2 教える必要はないなどの対応はしていないと承知している。栽培に必要なだと判断するために資料の提供を求めたものと聞いている。

小島委員

- 1 農業用施設の面積の考え方として、サービスエリアだけで農業施設が成り立つ訳がない。生産施設があり、生産の補佐やバックアップをする機能としてサービスエリアがあるわけで、そこだけ切り分けることは非常に理論的に困難なことだと思うが、どうか。
- 2 そのような発言はしていないということであれば、どのような発言をしたのか。

春日部農林振興センター所長

- 1 この施設については、国の補助事業を活用する関係で年度をまたいだ工事ができないことから、年度内に完了させる必要があり、6月末には着工したいが、もし、転用の手続が必要になると6月の着工が難しいという話の中で、実際には、栽培をするハウスとそれに附帯しているサービスエリアを分割して、ハウスは転用手続なしで着工ができ、サービスエリアの転用手続が必要になっても、それだけ手をつけなければ着工ができるというところで工夫をして、春日部農林振興センターから白岡市に提案したものである。その時点において、我々は、サービスエリアの転用手続は不要なのか、転用手続をしなくてはいけないのかの判断をしていた。
- 2 教える必要はないといった内容の発言はしていないということだと思う。

小島委員

- 1 元々の計画どおりに、園芸施設の中の2アール以下であると確認すればいいのに、審査基準の開示や情報提供をしないで追い込んでおいて、春日部農林振興センターから、切り分けて施工したらどうかと提案するのは、本末転倒だと思うが、どういう気持ちで答弁しているのか。
- 2 なぜ、私の質問を事前に知っているのか。

春日部農林振興センター所長

- 1 大変緊張しており、質問の趣旨と異なり、上手く答弁できてないかもしれない。
- 2 所管事務調査をされるということで、こうした質問が出るかもしれないと思い、準備をただけである。

小島委員

質問に対しては、明確に、誠実に答えていただきたい。6月10日頃、サービスエリアの問題で県と揉めており、今後も資料提供や協力を願うと白岡市からサラダボウルに話したところ、深い失望と怒りを覚えられた印象だったそうである。春日部農林振興センターの一連の対応に強い不信感を持たれた印象を受け、我々もその報告を受け、非常に強い不信感を抱いたところである。6月18日頃、春日部農林振興センターはサービスエリアの一部について転用許可を求めないが、面積が200平方メートル未満の農業用施設として届出を出したらどうかと、諸岡氏から一変した連絡が入ったようである。この間、我々も春日部農林振興センターの篠津の件の取扱いについて、法令等に照らし合わせてもおかしいのではないかという発言をしたり、白岡市副市長が農林部長を訪問し、今回の事業について、理解・協力を求めたり、そうしたことが重なってか、偶然か分からないが、一転して認めるようになったということである。コメントとしては、「農地法上、200平方メートル未満の農業用施設は許可不要という定めしかない。届出に法的根拠はなく、あくまでも行政側の管理上必要なものとして求めているだけなので問題ない。杉戸駐在から問合せがあっても、そのように回答するから安心してください」という回答があった。しかし、6月19日、杉戸駐在は市建築課に対し、「建築物ではないことの最終確認として春日部農林振興センターに連絡したところ、『春日部農林振興センターは、サービスエリア全体を栽培上必要な施設と見ていない。だから届出を求めているのである』と諸岡氏から回答があった」と、困惑をして連絡を入れた。そこで、市は春日部農林振興センターに確認したところ、2アール以下であるにもかかわらず、栽培施設として認めていないという杉戸駐在への回答内容を認めたことが確認をされているが、どういうことなのか。

春日部農林振興センター所長

扱いとしては、農業用施設が2アール未満の場合は、施設全体について農地転用の手続不要であるが、市町村の業務として、届出を受け取ってもらうと整理をして、それ以外のことは言わないようにしていたため、先ほど委員から質問にあったような発言はしていないと思う。

小島委員

もう一度繰り返すが、春日部農林振興センターは、「サービスエリア全体を栽培上必要な施設は見えていない。だから届出を求めているのである」と杉戸駐在に回答した。このことを受け、白岡市が抗議したところ、春日部農林振興センターはその回答を認めた。市から春日部農林振興センターに対して、「サラダボウル社が作成した資料や国の通知等によっ

て、栽培上不可欠な施設であることは明らかなので、そのことを杉戸駐在に言ってもらえないか」と更にお願したにもかかわらず、回答としては、「春日部農林振興センターの認識と異なるため答えない」とのことであり、これも6月19日のやり取りであるが、所長は確認しているか。

春日部農林振興センター所長

まず、春日部農林振興センターからの、そのように回答するので安心してほしいという部分についてだが、当センターの主任から白岡市農政担当者に対し、「サービスエリアのうち、農業用施設は176平米で、2アール未満のためサービスエリア全体を許可不要と判断し、2アール未満の農業用施設部分については、白岡市農業委員会に届出をしてほしい。」と連絡している。次に、白岡市からの話として、杉戸駐在から、春日部農林振興センターはサービスエリア全体を栽培上必要な施設と見ていないという発言があり、当センターの主任に話したところ、回答内容を認めたという部分についてだが、市からは、「杉戸駐在から春日部農林振興センターに連絡があったと思うが、農業用施設の届出については、栽培上必要な施設のうち届出が必要な施設と言ってほしかったのに、そういう話ではなかったと杉戸駐在が言っている。一連の栽培施設という回答を杉戸駐在にしてほしい」といわれたため、言ってほしいと言われてもそれは回答に困るということで回答したようである。杉戸駐在には、最終的には、翌日の朝だったと思うが、「白岡市篠津のイチゴノオカの施設は、農作物の栽培のために設置することが必要不可欠なものと、農林としては考えている」と回答した。

小島委員

理解に苦しむ答弁だが、春日部農林振興センターの認識と異なるため答えないという発言は、今の答弁の中に入っているのか。

春日部農林振興センター所長

そのような発言をしたということは、報告を受けていない。

小島委員

言った、言っていないという行き違いも多々あるが、農業用施設の2アールの見解については、平成14年の農林水産省の通達で、生産施設の中の生産をバックアップする、正にサービスエリアの面積を許容し、農地転用はいらぬという通知があったと聞いているが、令和5年には、現在の農作物の栽培に必要な機械・設備は多様化しており、それらを全て一律・網羅的に例示することは不可能であることから、施設園芸通知をベースとしつつ、農業委員会等で個別事案ごとに判断することが適切という回答結果が国から示されている。春日部農林振興センターでは、6月20日までこのことを知らなかったのか。

春日部農林振興センター所長

知らなかった。

新井委員

県議になって10年経つが、行政と業者のトラブルに関して、いろいろ相談を受ける。明らかに行政に瑕疵がある、又は明らかに事業者をいじめていると思われる案件は、メモを取っただけでも20件を超える数がある。少し抜粋して話すが、まず、あるところで、事業者の名義変更が必要だということで、担当者へ相談して、時間をかけて名義変更の書

類を作成したが、年度が変わって担当者が変わると、その担当者が名義変更は許さないとなり、事業が中止になりそうなことがあった。また、太陽光関係の話だが、提出した書類に対して、太陽光のルクス計算がどうしても納得いかないと夕方5時に電話があり、翌日晴天になるかどうか分からないにもかかわらず、翌日の朝に計測をして、午前中に書類の再提出を指示されたこともあった。また、植物を栽培しており、発育の悪いものに関して、6年経っているのだから6年目の苗木に全て植え替えるよう指示があり、6年目の苗木は中々入手できない中でも半分程度用意して植え替えたところ、担当職員が現地視察に来て、指示どおり実施していないではないかと発言し、認可の取消しを示唆したこともあった。また、他部の案件だが、秩父に一部上場企業の工場があり、工場の地権者の書類提出を求められたが、明治時代からの共有山があり、地権者が枝分かれして1,000人近くになっており、とても把握しきれものではないが、県の担当職員は全ての地権者の書類を必ず持ってくるように指示し、企業は取締役会で秩父工場の撤退まで検討したそうである。私はそれを聞き、事務所の責任者に相談したところ、担当者を変えてもらい、共有者の代表者だけで結構となった。つまり、担当者や部署によって、解釈や対応が全く違う。許認可の権限を笠に着て、明らかに業者いじめをしていることが横行している。ひどいことされた業者には、録音するように伝え、その録音を聞いたが、中には、所長に相談するといったところ、あるセンターの部長から、所長は何も分かりっこないという、上司に対する発言もあった。いろいろな部署の案件を聞いているが、明らかに農林部が一番多い。所長と部長に伺うが、現場において、許認可の権限を笠に着て、こうしたことが横行している現状を把握しているのか。また、現場にいた時、こういうことが周りにあったのか。

春日部農林振興センター所長

許認可等の権利を笠に着て、ひどいことをいう職員は当所内にはおらず、今までの経験でも、私が認識している範囲ではないと思う。

農林部長

許認可の権限を笠に着て、業者に対して圧力かける案件は、私の近くでは確認していない。

新井委員

これだけ現場で横行しているにもかかわらず、責任者が今まで全くそのことを知らないということで、現場の把握ができてないことを認識した。これは体質だと思う。農林振興センターの部長による案件をすごく聞いている。今、カスタマーハラセメントが問題になっているが、これは行政ハラセメントであり、これに関する専門の窓口を設けてもいいのではないかと考えているくらいである。今後も調査していきたいと思う。こうしたことが現場で行われていることは認識を持ってほしい。(意見)

小島委員

- 1 法令にのっとった審査基準の公表や添付書類の簡素化については、今まで課題があり、国民の信頼を損ねた部分を全国一律に解消するため、国から通知が発出されているわけであり、いまだに各農林振興センターはもとより、各自治体においても、3年3作や、不必要な過剰な誓約書を農地転用の際に添付させる、法令を超えた行政指導が行われている現状を鑑みると、農林部として、全県的に法令遵守や通知に沿った、県民の姿勢に立った農政運営が求められていると思うが、どうか。
- 2 所長がトップに立ち、農林振興センターがピラミッド型で、各指示、あるいは情報が

行き渡る、そして協議する仕組みが整っておらず、農林振興センターが組織として機能していないことが明らかになった。このような組織で埼玉県農政を進めていくことは不可能だと思う。組織としての抜本的な立て直しが必要ではないか。

農林部長

- 1 今回の件を受け、本来あるべきことが行われてないことも一部あったため、私から農林振興センター所長に直接連絡して、国の通知の徹底を図るよう注意喚起を行い、職員に周知するよう連絡した。また、通知内容が徹底されるよう、今後、農林振興センター、農業委員会及び権限移譲市に対して、再度、しっかり周知していく。さらに、職員や農業委員に対して研修をしっかりと行き、適正な事務、書類の簡素化を徹底していく。また、関係業者に対して、過度な負担がかからないよう、法律にのっとり、事務を執り行っていくよう、改めて農林振興センターの職員全員に周知し、これまでのことが2度と起こらないよう、進行管理を確認しながら、取り組んでいく。
- 2 農林振興センター所長が先頭に立ち、全体の状況把握や職員への周知を徹底させ、農林振興センターが地域の農業振興に役立つ組織となるよう、しっかり取り組んでいく。